

下関市交流型子育て総合支援施設整備 基 本 構 想

令和 8 年(2026 年) 8 月

下 関 市

目 次

第1章 基本構想の策定に当たって	1
1－1．策定の背景.....	1
1－2．施設整備の必要性.....	1
1－3．基本構想の位置付け.....	2
第2章 下関市におけるこども・子育て環境を取り巻く現状	3
2－1．人口減少と就学前施設の状況.....	3
2－2．子育て支援に向けた課題.....	8
第3章 施設整備に向けた基本的な考え方	15
3－1．施設整備の考え方.....	15
3－2．基本理念.....	18
3－3．基本方針.....	18
3－4．導入する機能の方向性.....	18
3－5．持続可能な施設運営に向けた行政の役割と関与.....	21
第4章 整備用地の検討	22
4－1．整備用地の選定.....	22
4－2．整備用地の課題と対応.....	23
第5章 整備手法、整備スケジュール	24
5－1．整備手法.....	24
5－2．実現可能性の検証.....	24
5－3．整備スケジュール.....	25
第6章 関係者等からの意見を踏まえた検討	26
6－1．関係者等からの意見聴取.....	26
6－2．意見を踏まえた市の考え方.....	26

第1章 基本構想の策定に当たって

1-1. 策定の背景

近年、人口減少や少子高齢化の進行に加え、核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティ意識の希薄化等により、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、育児における孤立感や不安感、産後の心身負担、発達や障害、ひとり親家庭の課題等、支援に対するニーズは一層多様化、複雑化しています。

国においては、令和5年4月のこども家庭庁設置を契機に、こども基本法の理念の下、こどもを権利の主体として捉え、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が推進されています。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実、自治体における相談支援機能の強化、関係機関が連携して課題を早期に把握し、必要な支援につなげる体制づくり等、家庭の状況やこどもの特性に応じた包括的な支援を進める方向性が示されています。

こうした国の動向と地域課題を踏まえ、本市では令和7年3月に、「こどもまんなか地域でつながり支え合い みんなで育てるまち 下関」を基本理念とする「“For Kids”プラン2025」を策定しました。地域全体でこどもや子育て家庭を支え合うまちづくりを目指して、行政はもとより、多様な主体がそれぞれの強みを活かし、連携しながら様々な取組を進めています。

1-2. 施設整備の必要性

本市では、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、教育・保育サービスに加え、子育てに関する相談支援、母子保健、児童発達支援、地域のつながりづくりなど、子育て家庭を総合的に支える機能の充実が求められています。

また、「保育環境適正化推進基本方針」や「下関市立就学前施設の整備基本計画(第3期計画)」に基づき、公立園の再編を進めており、名池保育園及び幸町保育園についても、施設の老朽化や将来的な保育需要等を踏まえ、再編を進めることとしています。

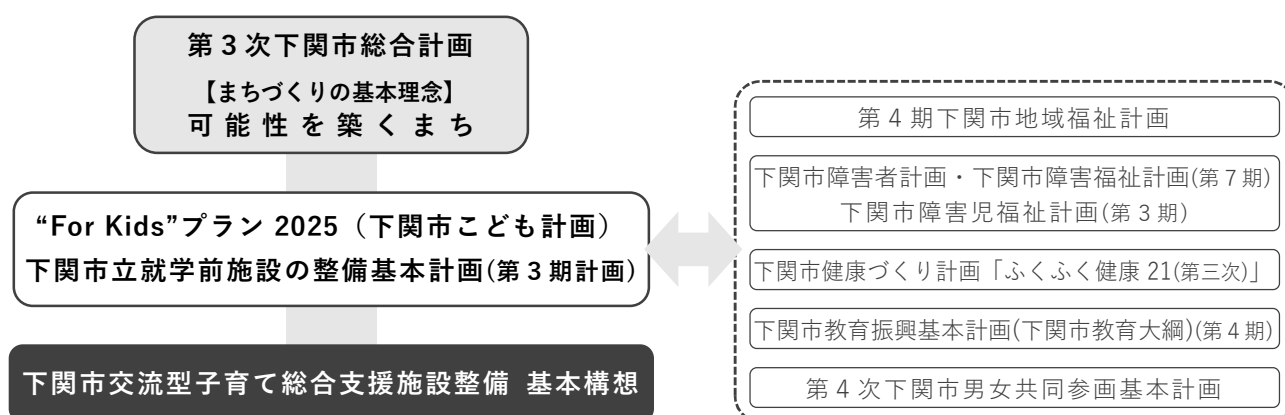
今回の再編に当たっては、単に既存の保育機能を集約・更新するだけでなく、両園がこれまで担ってきた役割に加え、こどもや子育て家庭を取り巻く様々な課題やニーズに対応できる、将来を見据えた「新たな子育て支援拠点」として整備することが重要です。

そのため、認定こども園としての教育・保育機能に加え、子育て支援、保健・福祉、

地域交流等の機能を複合的に組み合わせ、こども・子育ての総合的な支援体制の充実及び地域とのつながりの創出を図り、将来にわたって持続可能な子育て支援拠点を指すため、その整備に向けた基本的な考え方を示す「下関市交流型子育て総合支援施設整備 基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定します。

1－3．基本構想の位置付け

基本構想の策定に当たり、最上位計画である「第3次下関市総合計画」や「“For Kids”プラン 2025」のほか、関連する計画等との整合性を図った上で進めます。

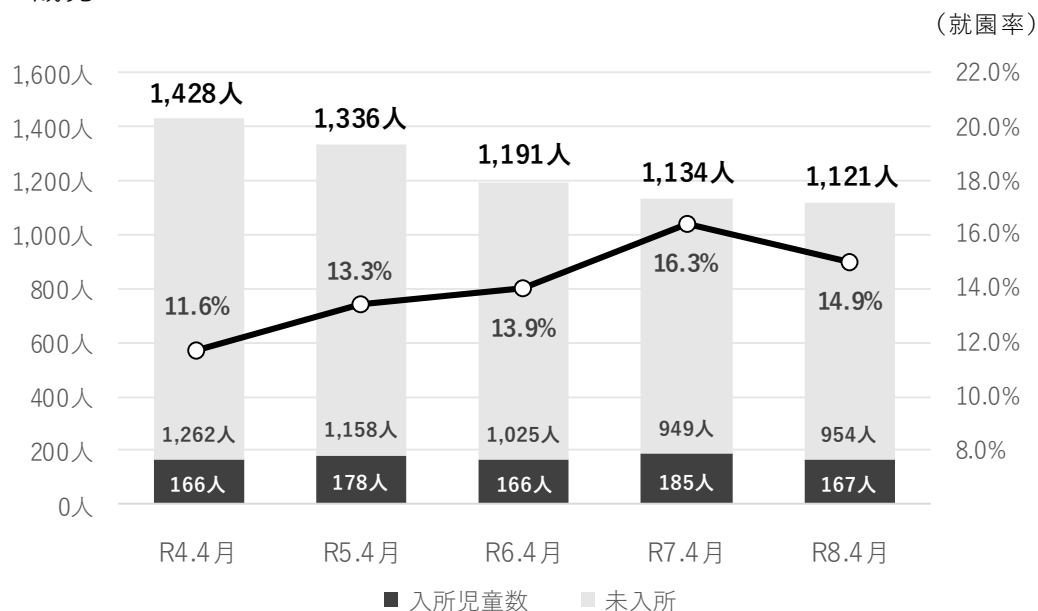


第2章 下関市におけるこども・子育て環境を取り巻く現状

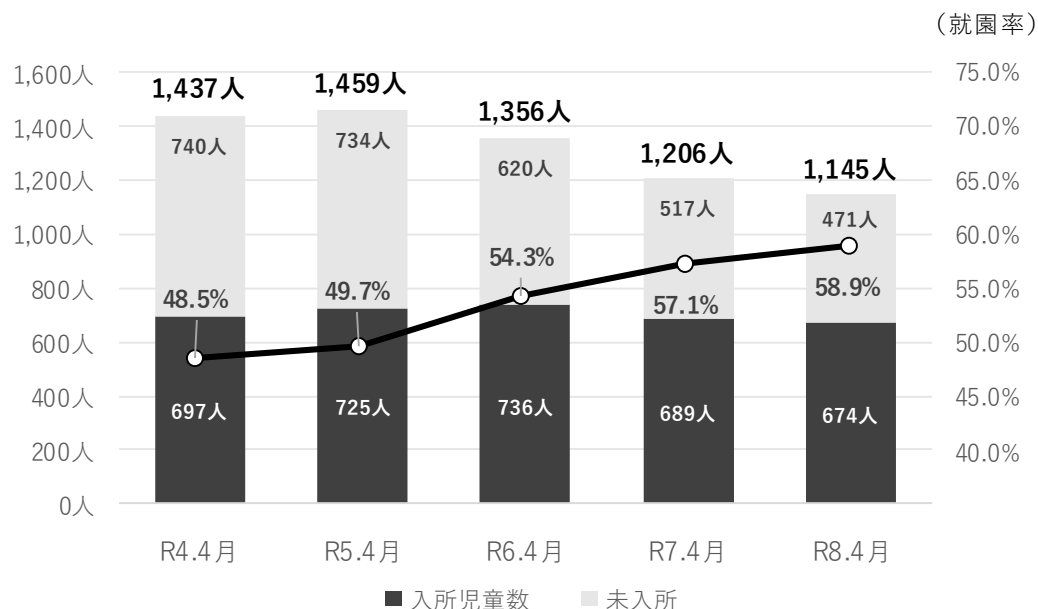
2-1. 人口減少と就学前施設の状況

(1) 人口と就園率^{注1}

◆ 0歳児

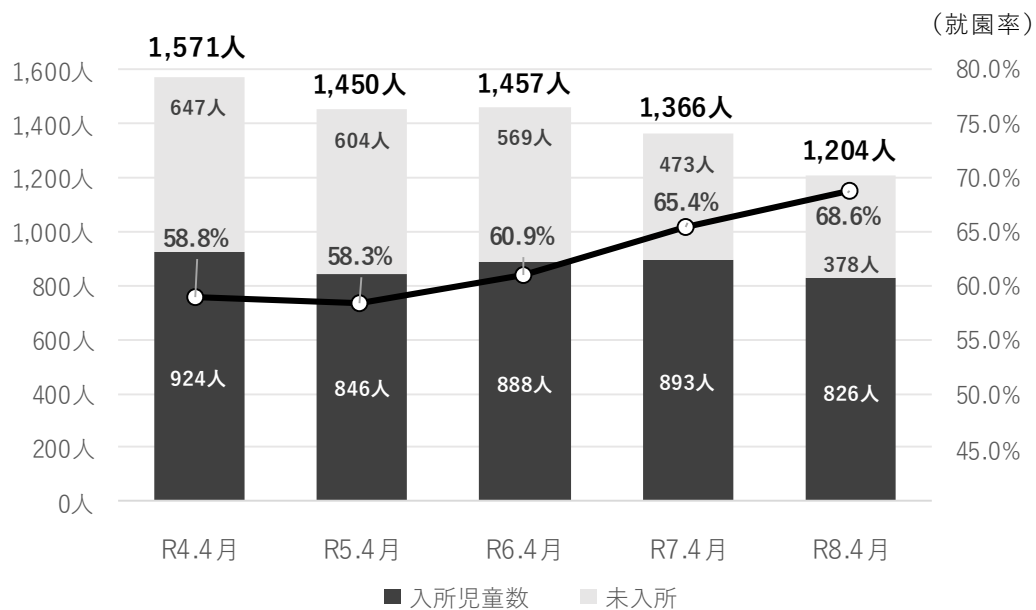


◆ 1歳児

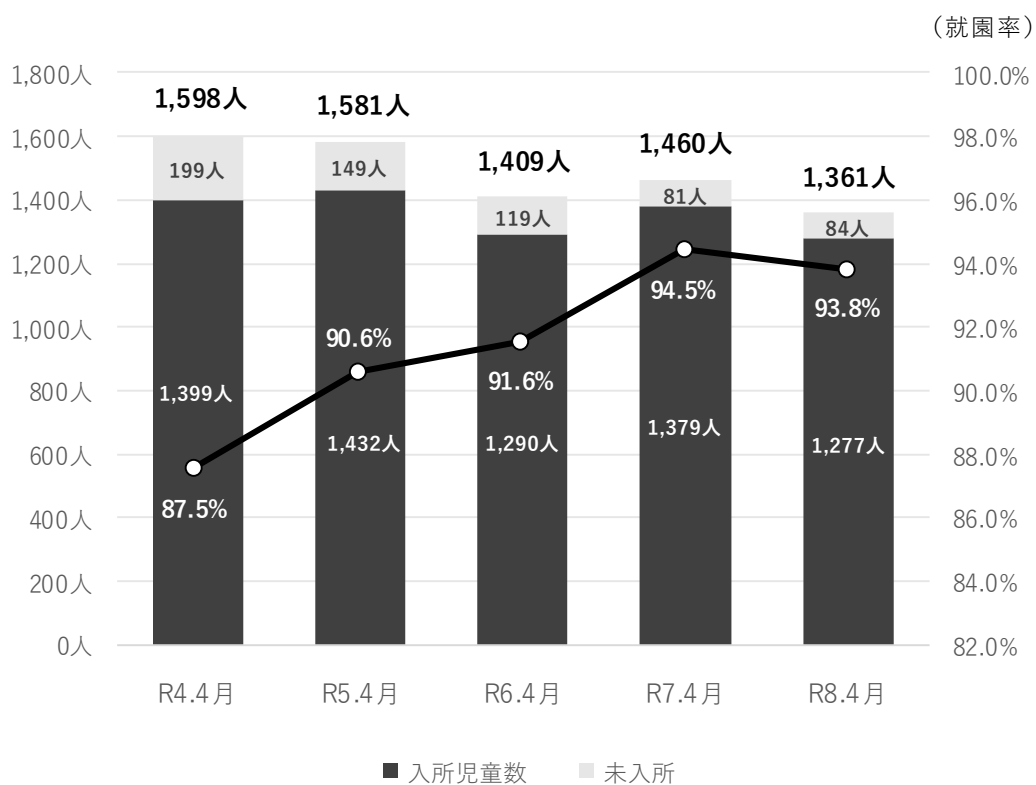


^{注1} 就園率 対象年齢のこどものうち、保育所・幼稚園・認定こども園等の就学前施設を利用している割合。

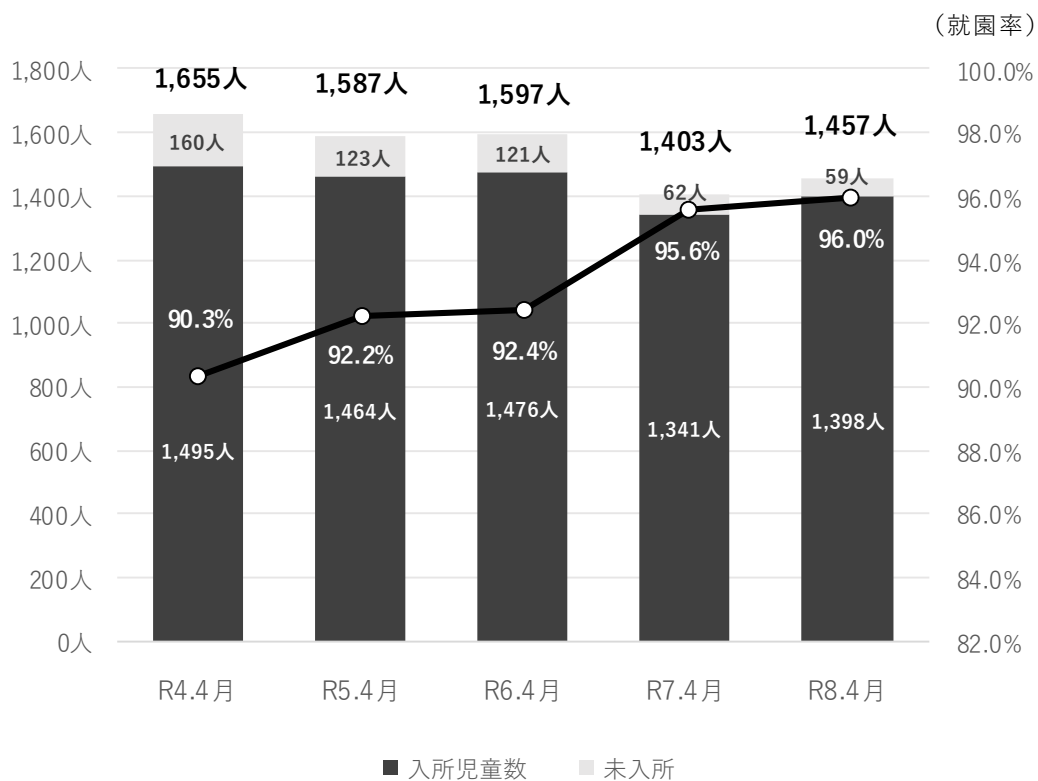
◆ 2 歳児



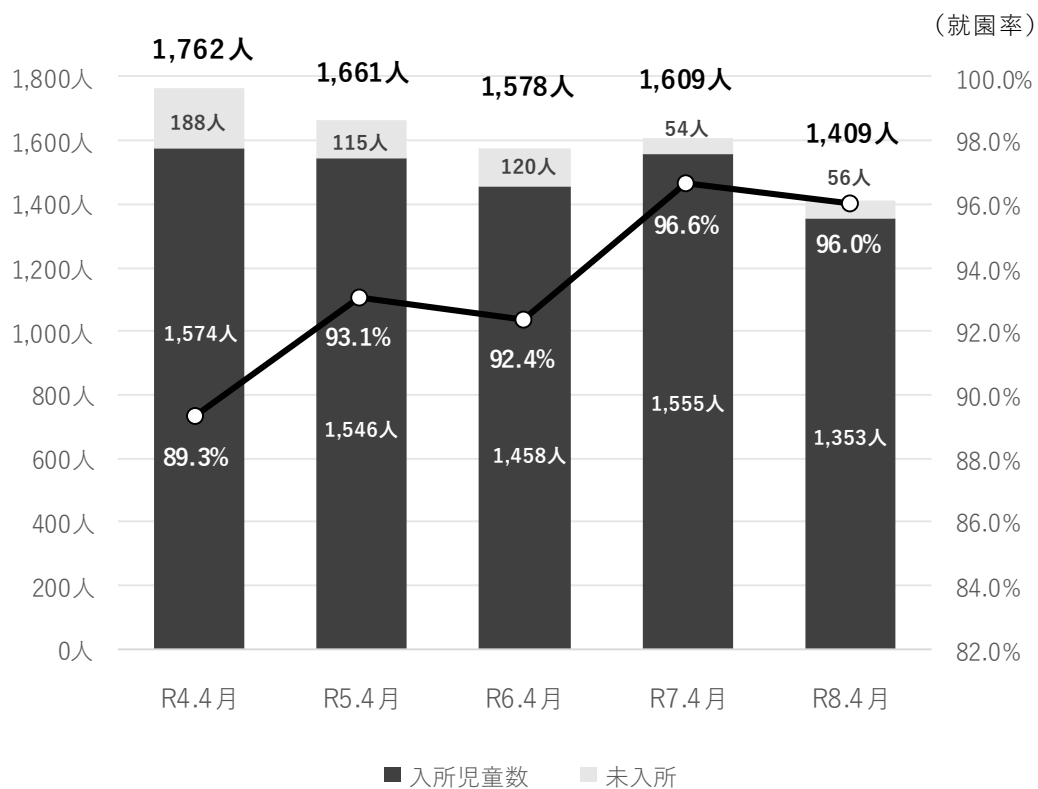
◆ 3 歳児



◆ 4 歳児



◆ 5 歳児



各年齢の人口について令和4年4月と令和8年4月を比較すると、0歳から5歳児の全ての年齢において減少していることがわかります。一方、就園率を比較してみると、対照的に全ての年齢において上昇しています。これに伴い、入所児童数の減少率は、人口減少率と比較して低いものとなっています。

特に0歳から2歳児ではその傾向が著しく、背景としては、共働き世帯の増加に伴い育児休業明けに早期復帰するケースが一般化していることに加え、本市の子育て施策の一つである「第2子以降の保育料無償化」が保育施設の利用を後押ししていることが考えられます。

(2) 就学前施設の空き状況（本庁区域）

◆私立認可施設（14施設）

	利用定員	在園児数	空き
1号認定 ^{注2} (3～5歳教育)	450人	335人	115人
2号認定 ^{注3} (3～5歳保育)	545人	495人	50人
3号認定 ^{注4} (0～2歳保育)	281人	278人	3人
合 計	1,276人	1,108人	168人

※R8.3月時点

◆企業主導型保育事業所（5施設）

	利用定員	在園児数	空き
4歳児以上	20人	14人	6人
3歳児	18人	13人	5人
1～2歳児	66人	63人	3人
0歳児	27人	23人	4人
合 計	131人	113人	18人

※R8.3月時点

◆公立園（2施設）

	利用定員	在園児数	空き
幡生保育園	1号認定	0人	△1人
	2号認定	75人	△4人
	3号認定	65人	14人
	合 計	140人	9人

※R8.3月時点

	利用定員	在園児数	空き
中央こども園	1号認定	30人	5人
	2号認定	100人	0人
	3号認定	50人	0人
	合 計	180人	5人

※R8.3月時点

本庁区域における私立認可施設^{注5}では、特に3号認定の受入れが難しい状況にあります。また、企業主導型保育事業所^{注6}においては全体的に空きが少ない状況で、公立園においても同様の傾向が見られます。

^{注2} 1号認定 満3歳以上の小学校就学前のこどものうち、主に教育を受けるこどもに対する認定。

^{注3} 2号認定 保護者の就労や疾病等により保育を必要とする、満3歳以上の小学校就学前のこどもに対する認定。

^{注4} 3号認定 保護者の就労や疾病等により保育を必要とする、満3歳未満のこどもに対する認定。

^{注5} 私立認可施設 国の基準等を満たし、自治体の認可を受けた民間の保育施設。

^{注6} 企業主導型保育事業所 企業が主に従業員の子育て支援のために設置し、従業員のこどものほか地域のこどもも受け入れる保育施設。

(3) 待機児童数（本庁区域）

	R4.3月		R5.3月		R6.3月		R7.3月		R8.3月	
	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準	待機 児童数	うち 国基準
5 歳児	-	-	1人	-	-	-	-	-	-	-
4 歳児	1人	-	1人	-	-	-	1人	-	3人	-
3 歳児	2人	-	4人	-	-	-	2人	-	5人	-
2 歳児	10人	-	4人	3人	8人	-	14人	-	9人	-
1 歳児	12人	-	12人	-	15人	-	19人	-	13人	-
0 歳児	41人	32人	33人	29人	47人	45人	50人	2人	62人	56人
合 計	66人	32人	55人	32人	70人	45人	86人	2人	92人	56人

例年、本市における待機児童数^{注7}は、年度当初から年度末にかけて増加傾向にあります。主な要因は、保育施設の受入可能人数が定員に達した後も、転入や就労状況の変化等により、年度途中にも新たな利用申込みが寄せられることです。

特に0歳児については、育児休業からの復職時期と重なる申込みが年度途中に生じやすく、年度末にかけて待機が増える一因となっており、国基準上の待機児童^{注8}も発生しています。

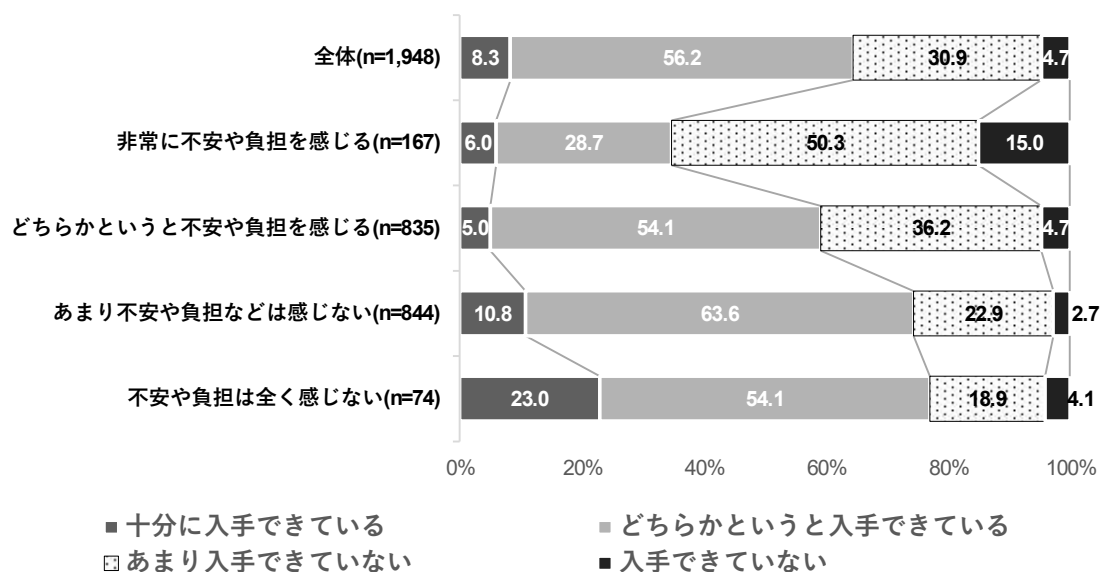
^{注7} 待機児童数 保育所等の入所申込者（転園希望者を含む）のうち、保育所等に入所できなかった者の数

^{注8} 国基準上の待機児童 入所申込をしたが入所できず、保護者の利用可能な範囲（自宅等から30分程度）に案内できる保育所等がない者

2-2. 子育て支援に向けた課題

「For Kids」プラン 2025」の策定に当たり実施した、こども・若者、保護者、子育て支援団体等を対象とするアンケート調査及び赤ちゃん訪問を受けた産婦を対象とする出生後アンケート調査の結果について、基本構想に関わる主な内容を抜粋して示すとともに、そこから見えてくる課題を整理します。

◆子育て支援に関する情報の入手状況（子育てに関する不安や負担の有無別）

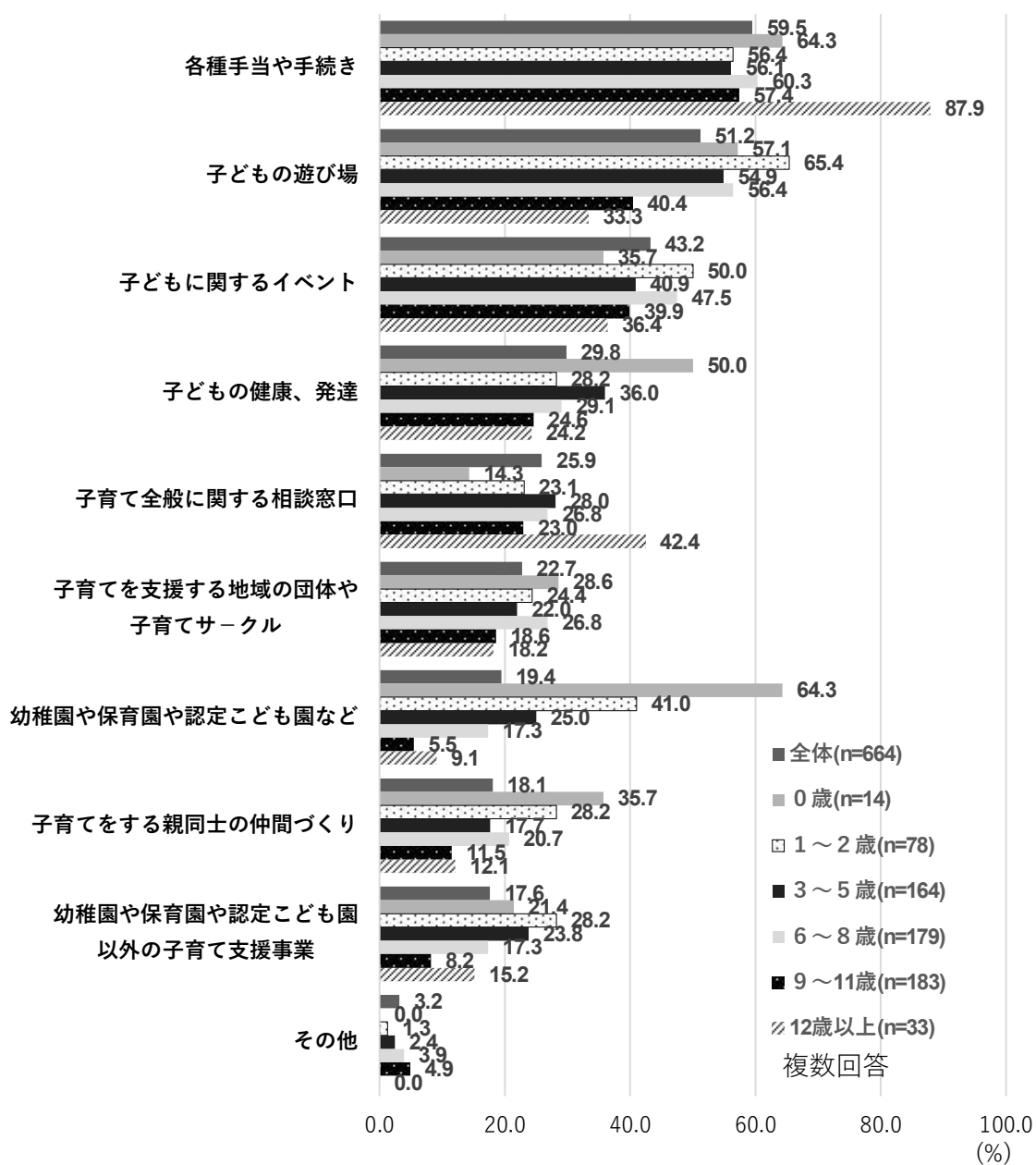


資料：「For Kids」プラン 2025

○子育て支援に関する情報を『入手できている』（「十分に入手できている」＋「どちらかという入手できている」）と回答した割合は6割を超えています（64.5%：5年前調査 60.3%）。

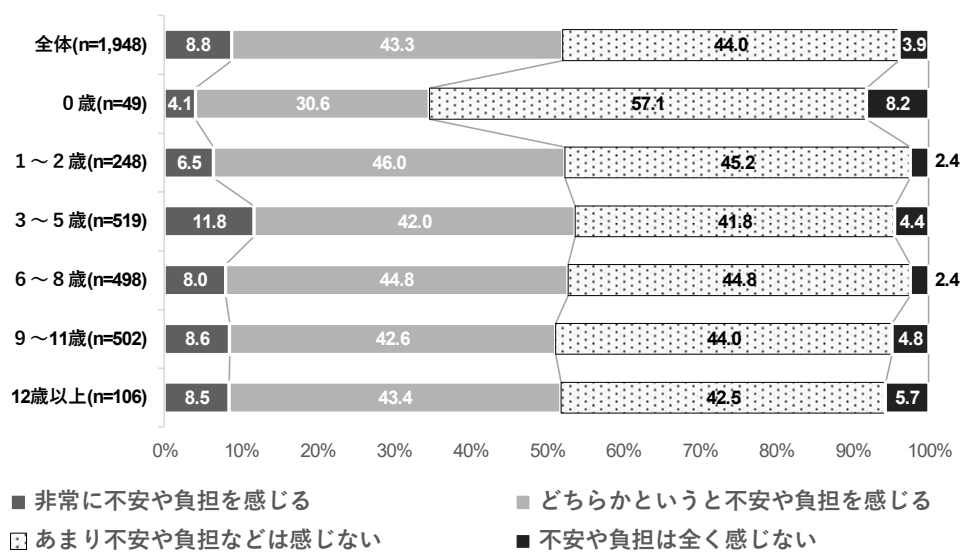
○子育てに関する不安や負担の程度別にみると、『入手できていない』（「入手できていない」＋「あまり入手できていない」）と回答したのは、「不安や負担は全く感じない」層では23.0%、「非常に不安や負担を感じる」層では、65.3%となっています。

◆不足していると思う子育て支援に関する情報（こどもの年齢別）



○『入手できていない』（「入手できていない」＋「あまり入手できていない」）と回答した家庭の不足している情報は、「各種手当や手続きに関する情報」、「子どもの遊び場の情報」、「子どもに関するイベントの情報」の割合が上位となっています。

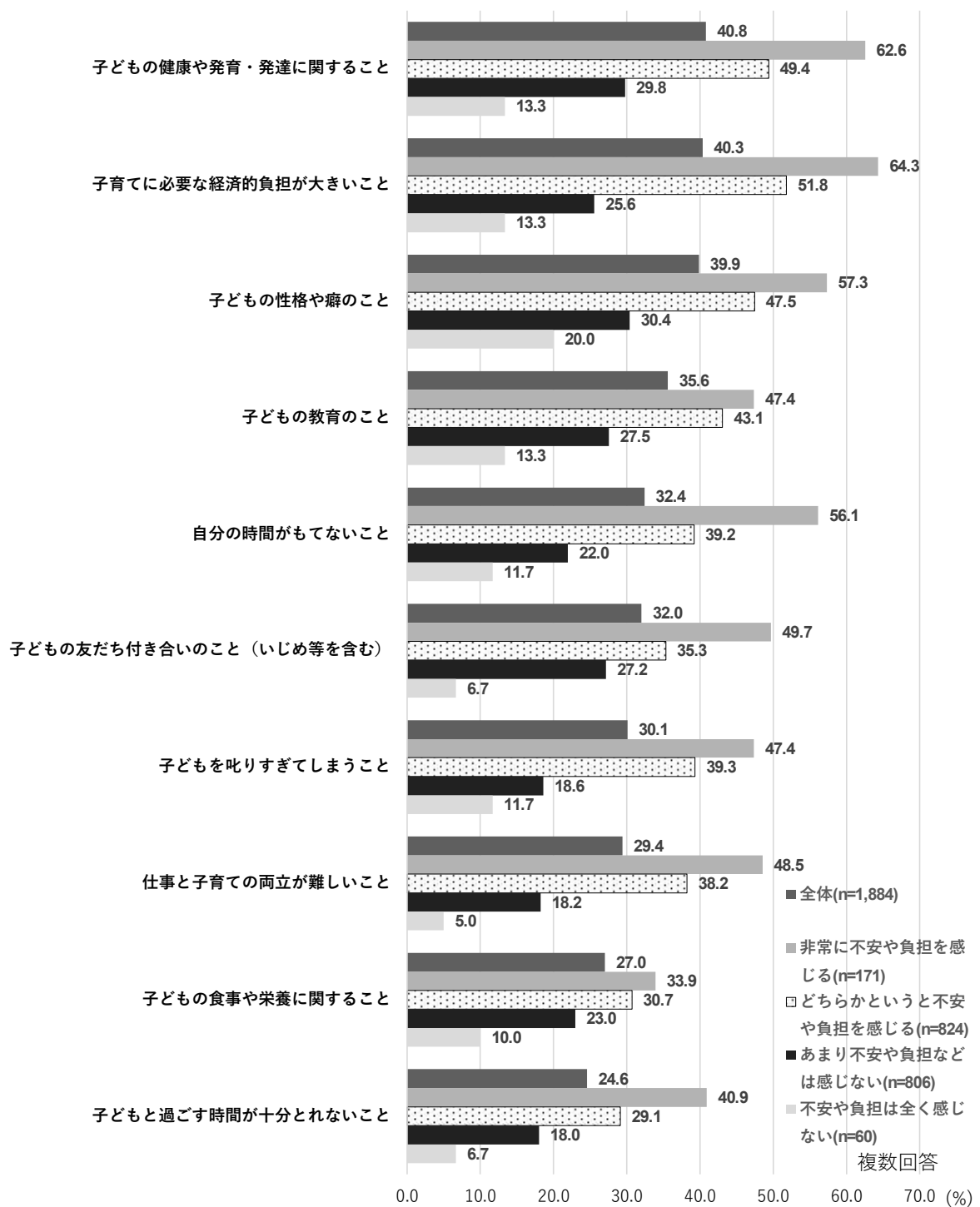
◆子育てに関する不安、負担感（こどもの年齢別）



資料：“For Kids”プラン 2025

○子育てに関する『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」＋「どちらかという不安や負担を感じる」）と回答した割合が5割を超えています。

◆子育てについて悩んでいること、気になること（上位 10 項目、不安や負担の有無別）

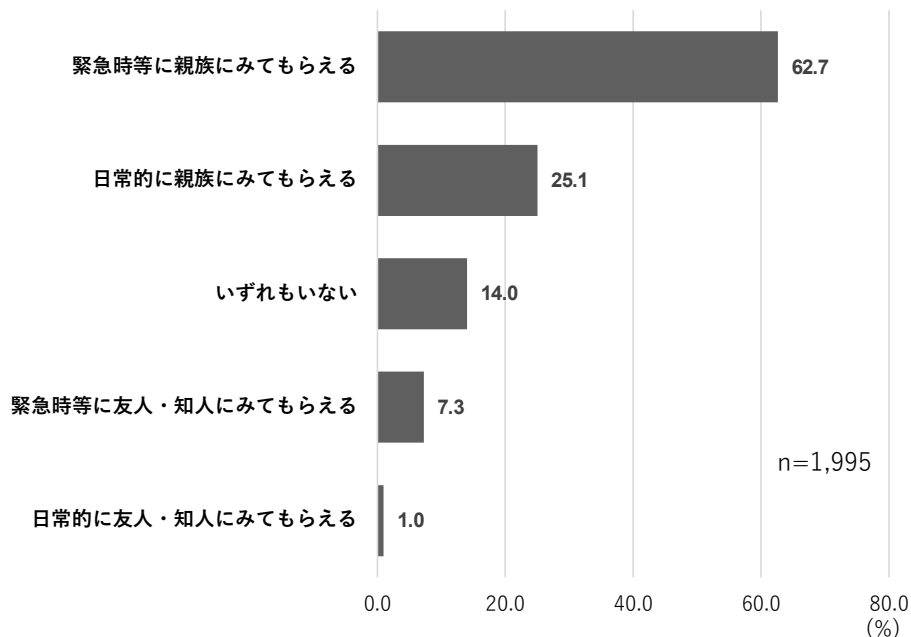


資料：“For Kids”プラン 2025

○子育てについて悩んでいること、気になることとして、「子どもの健康や発育・発達に関すること」、「子育てに必要な経済的負担が大きいこと」、「子どもの性格や癖のこと」の割合が上位となっており、いずれの項目も不安や負担を感じる層の回答割合が、感じない層を大きく上回っています。

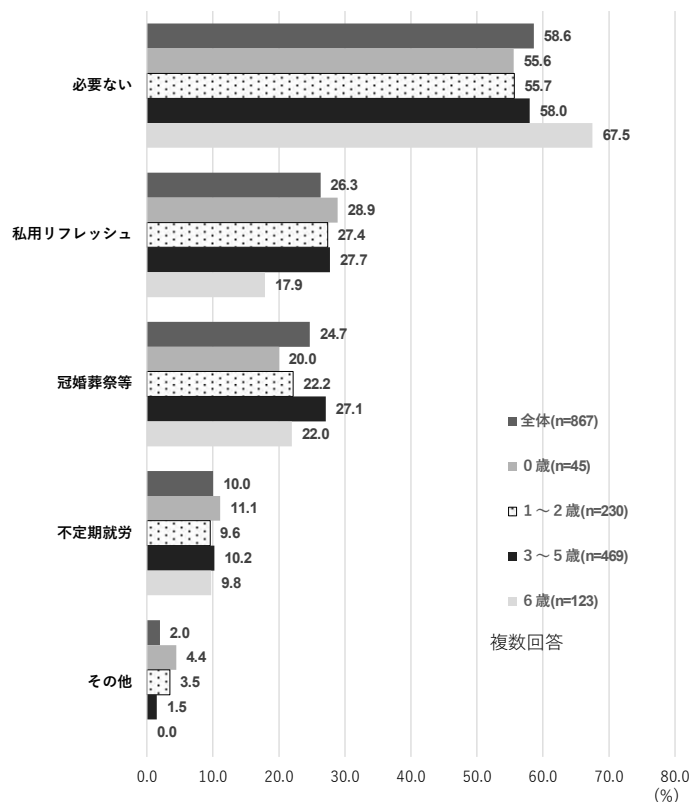
◆こどもをみてもらえる親族、知人の有無

資料：“For Kids”プラン 2025



○こどもをみてもらえる親族、知人の有無について、「いずれもない」と回答した割合は 14.0%となっています。

◆不定期にこどもを預ける事業の利用希望（こどもの年齢別）



資料：“For Kids”プラン 2025

○一時的な保育事業の利用意向がある割合は 4 割程度となっています。

◆地域の子ども及び子育て家庭が抱える課題

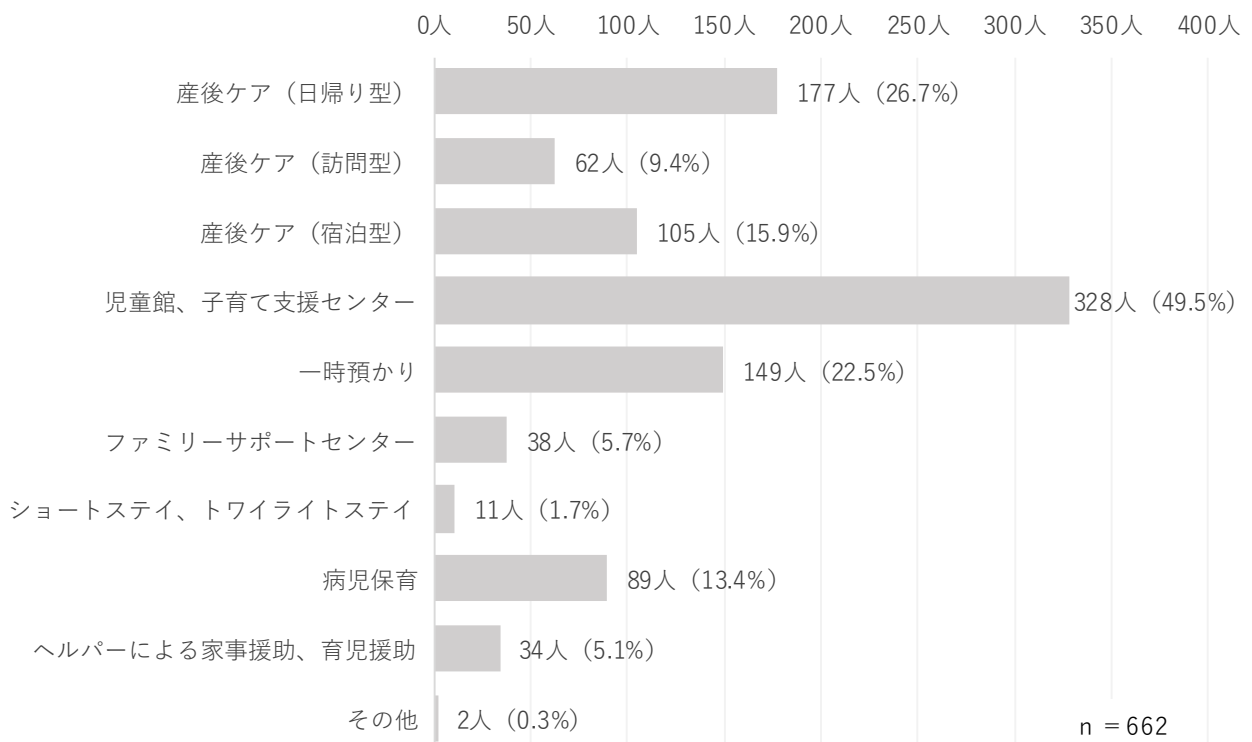
(子育て支援団体のアンケート回答)

資料：“For Kids”プラン 2025

- 産前や産後に一時預かりを利用したいが母親以外に送迎できる人、頼める人がいないという保護者がいます。
- ママたちは、復職までの間に、親子でたくさんの経験をしたり、親同士のつながりや情報を求めているように思います。
- 親同士の関係も希薄なため子育ての情報を得るのが難しく、問題が生じてもどう処理して良いかわからず、手を貸して欲しいと思う保護者は多いと感じます。
- 自分のことは自分でやらないといけない、甘えてはいけない、と厳しく自分を律している人が多いように感じます。
- 必要な情報がない、または情報がありすぎてどれが正しいかわからないと感じている保護者がいます。

◆子育てをする中で、利用してみたいサービス

資料：令和7年度出生後アンケート



※複数回答、割合は回答者 662 人に対する選択率

◆本市の子育て支援に関する課題

アンケート結果からは、子育て支援情報が必要な家庭ほど十分に届いていないこと、保護者の不安や負担感が大きく、こどもの発育、発達や健康面等に関する悩みを抱える家庭が少なくないこと、さらには頼れる親族、知人がいない家庭も一定数あることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、今回の施設整備によって対応を図るべき本市の主要な課題を、次の5点に整理します。

課題 1	必要な情報が、それを必要とする家庭に十分届いていないこと
課題 2	子育てに関する不安や負担感の軽減及び孤立の防止が必要であること
課題 3	発育、発達や健康面等に関する悩みを早期に把握し、適切な支援につなげる必要があること
課題 4	一時預かり等により、保護者の負担軽減を図る必要があること
課題 5	地域で見守り、支え合う子育て環境の充実を図る必要があること

第3章 施設整備に向けた基本的な考え方

3-1. 施設整備の考え方

施設整備は、公立保育園の再編と一体的に実施することから、「保育環境適正化推進基本方針」及び「下関市立就学前施設の整備基本計画」に示す民間活力導入の方向性を踏まえ、民間事業者が施設の整備から運営までを担う「民設民営」とします。

なお、当該事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式^{注9}を採用し、単独事業者だけでなくコンソーシアム（共同事業体）による応募も受け入れる方針です。

（1）再編対象施設の現状

◆下関市立名池保育園

所在地	下関市名池町10番2号							
開設年月	昭和46年							
敷地面積	1,226.00㎡							
延床面積	592.48㎡							
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上2階							
耐震指標（I _s 値）	（X）0.37 （Y）0.16							
耐用年数	47年							
経過年数	55年							
利用定員	100人							
対象年齢児	0～5歳児							
保育時間	7：30～18：00							
在園児数 （R8.5.1現在）	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	人数（人）	1	12	10	13	13	10	59
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業、延長保育事業							
問題点	○園舎は築55年を超え、建物（鉄筋コンクリート造）の耐用年数を超過しています。 ○建物全体の老朽化が進み、雨漏りや床板の改修を繰り返しながら運営を継続しています。 ○駐車場が不足しており、車での送迎等の利便性に支障があります。 ○新耐震基準を満たしていない（I_s値：X方向0.37、Y方向0.16）ため、震度6以上の地震で倒壊または崩壊する危険性があります。							



^{注9} 公募型プロポーザル方式 価格競争ではなく、企画提案の内容や技術力、実績等を総合的に評価して事業者を選ぶ方式。

◆下関市立幸町保育園

所 在 地	下関市幸町18番 6 号				 			
開 設 年 月	昭和49年							
敷 地 面 積	2,987.03㎡							
延 床 面 積	510.07㎡							
構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造・地上1階							
耐震指標(I s 値)	(X) 1.82 (Y) 3.26							
耐 用 年 数	47年							
経 過 年 数	52年							
利 用 定 員	90人							
対 象 年 齢 児	0 ～ 5 歳児							
保 育 時 間	7：30～18：00							
在 園 児 数 (R8.5.1 現 在)	クラス年齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	人数 (人)	2	9	7	14	15	14	61
地域子ども・子育て支援事業		一時預かり事業、延長保育事業						
問 題 点	○園舎は築52年を超え、建物（鉄筋コンクリート造）の耐用年数を超過しています。 ○建物全体の老朽化が進み、塗装の剥離や外壁コンクリートの爆裂が発生しています。 ○敷地への進入路が狭く、傾斜もあるため車両の離合ができず、登降園時間帯の混雑が発生しやすく、安全面に懸念があり、特に路面凍結時は事故のリスクがあります。							



(2) 認定こども園の整備

現地での建て替えについては、十分な敷地面積の確保や敷地への進入路等の改良が困難であることに加え、工事期間中の園児の受入れ先を確保することも難しく、園児や保護者への負担も大きいことから、適当ではないと判断しました。

現状、両園合わせて120人の園児が在園している実態を踏まえ、将来的な保育需要への確実な対応と、既存施設の再編を一体的に推進する観点から、新たに認定こども園を整備します。

なお、事業者の公募に際しては、広く参画を促す観点から、当該認定こども園の類型は限定せず、事業者が選択し、提案できるものとします。

(参考) 認定こども園 4 類型の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

^{*1} 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

^{*2} 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

資料：子ども・子育て支援新制度ハンドブック（こども家庭庁）

(3) 新たな子育て支援拠点

第2章で整理した課題に対応する総合的な子育て支援を提供するため、認定こども園の教育・保育機能を基盤とし、情報提供、相談支援、保健・福祉、地域交流等の機能を備えた複合施設を「新たな子育て支援拠点」として整備します。

この複合施設では、認定こども園の利用者に限定せず、地域のすべてのこどもや子育て家庭が必要な支援にアクセスでき、切れ目なく受け続けられる環境づくりを目指します。

また、すべての支援をこの複合施設単独で完結させるものではありません。拠点として必要な支援機能を備えつつも、既存の就学前施設や子育て支援機関、保健・福祉、医療等の関係機関と緊密に連携し、必要に応じて適切な支援へとつなぐ連結点としての役割も担い、地域全体でこどもや子育て家庭を支えていきます。

3－2．基本理念

複合施設が、子育てに関連する多様な支援の中心的な拠点や連結点となり、こどもと親の安心と成長を支えることを目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

「こども」と「親」の安心と成長を支える交流型子育て支援HUB^{注10}

3－3．基本方針

基本理念を実現するために、各種関連計画の方向性を包含した3つの基本方針を以下のとおり定めます。

方針1 多様な子育てニーズに応える環境づくり

こどもまんなかの視点で豊かな活動機会を提供するとともに、多様化、複雑化する子育てニーズに寄り添い、安心して過ごせる場と育ちを支える環境を整えます。

方針2 ライフステージに応じた支援につなぐ体制づくり

出産前後の不安や養育の悩み、発達面の気づきを早期に捉え、関係機関と連携した相談から継続支援へ適切につなげる体制を築きます。

方針3 こどもが安心して成長できる地域の環境づくり

こどもが安心して過ごし成長できるよう、日常の交流と見守りを地域に広げ、孤立や不安の芽を早期に捉えて支え合える環境をつくります。

3－4．導入する機能の方向性

複合施設には、認定こども園を中心に、子育て支援、保健・福祉及び多世代交流の機能を導入し、これらの機能が有機的に調和する子育て支援拠点を目指します。

なお、これら4つの機能の具体的な内容については、以下に示す方向性や機能例を踏まえつつ、民間のノウハウやアイデアを生かした提案を求める方針です。ただし、その内容及び規模については、施設の目的、敷地条件、関係法令等のほか、各種計画との整合や制度上の制約を踏まえて整理するものとします。

^{注10} HUB（ハブ） 人・情報・支援をつなぐ中心的な拠点。

(1) 認定こども園機能

【方 向 性】認定こども園として、質の高い教育・保育を一体的に提供するとともに、保護者の負担軽減を図るため、一時預かりや延長保育をはじめとする多様な保育ニーズへの柔軟な対応を目指します。

また、利用定員については、60人以上を基本とし、3号認定の受入れに重点を置くとともに、地域の保育ニーズや近隣の就学前施設の運営状況に配慮した設定とします。

【機 能 例】

多様な保育ニーズへの対応	一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、病児保育事業、医療的ケア児支援、インクルーシブ保育 ^{注 11} 等
--------------	---

(2) 子育て支援機能

【方 向 性】子育て家庭の不安や負担感の軽減及び孤立の防止を図るため、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない伴走支援や、心豊かな育ちを支える付加価値の展開により、保護者が必要な支援につながりやすく、家庭での養育を継続的に支える環境の充実を目指します。

【機 能 例】

子育て家庭への伴走支援	子育て総合相談、子育て情報提供等
心豊かな育ちを支える付加価値	本や食を通した子育て支援（例：絵本と子育てのコミュニティスペース、親子カフェ等）

(3) 保健・福祉機能

【方 向 性】教育・保育、療育^{注 12}のそれぞれの側面からこどもの成長と発達を総合的に支援します。あわせて、産後の母親が安心して子育てができるよう、心身のサポートを行い、健やかに子育てができるサービスの充実を目指します。

【機能例】

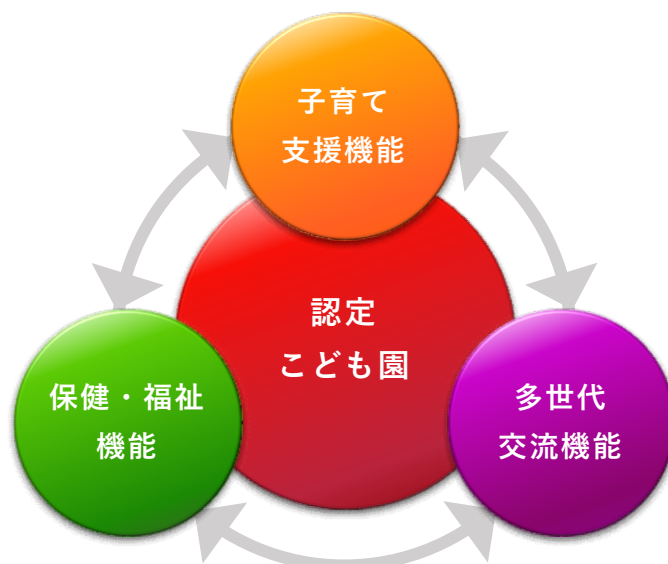
療育の側面からこどもの成長と発達を支援	障害児が一時的に滞在できる居場所の提供
産後の母子支援	産後の母子への相談支援・サポート

(4) 多世代交流機能

【方向性】 こどもや子育て家庭を地域で見守り、支え合うため、限られた敷地を有効活用して多世代交流空間を確保するとともに、地域連携によるコミュニティの活性化を図ることで、多世代が日常的につながり、こどもが安心して成長できる環境づくりを目指します。

【機能例】

多世代交流空間	園庭等の地域開放等
地域連携、コミュニティ活性化	地域子育てネットワークの構築 (例：子育てサポーター事業等)



注¹¹ インクルーシブ保育 障害のあるこどもや、外国籍、あるいは支援が必要な家庭環境にあるこども等、多様な背景を持つすべてのこどもたちが、排除されることなく同じ空間で共に生活し、共に学び合う教育・保育のこと。

注¹² 療育 発達に支援が必要なこどもに対し、その発達を促し、日常生活や社会生活を支えるために行う専門的な支援。

3－5．持続可能な施設運営に向けた行政の役割と関与

複合施設の整備は民設民営としますが、本市の子育て支援拠点として機能が継続的かつ効果的に発揮されるよう、運営事業者と行政が連携して運営することが重要となります。

（１）行政との連携による施設運営及び支援体制の構築

本市は運営事業者と協働し、子育て支援施策との連携及び調整、関係機関との連携体制の構築、情報提供、地域ネットワーク形成の支援等を行い、提供サービスの質の向上を図ります。

また、多世代交流や地域活動を支える場所としての役割も期待されていることから、地域とのつながりや支え合いが生まれる環境づくりを推進します。

さらに、公益性の高い機能については、市が実施する事業との連携や委託等の活用を含め、効果を見極めながら必要な支援を行い、機能の維持及び充実に努めます。

（２）継続的な評価・検証と機能向上

公立保育園の再編と民間活力の導入に伴い、整備後も、「保育環境適正化推進基本方針」の趣旨が適切に実現されているか、継続的に検証を行います。具体的には、保育ニーズへの対応状況、教育・保育の質、子育て支援機能の充実状況、地域との連携状況、利用者満足度等を把握し、社会情勢や子育て環境の変化を踏まえながら、必要に応じて事業内容等について、助言、協議及び関係機関との調整を行います。また、運営事業者との定期的な協議及び評価・検証を実施し、その結果を今後の保育施策及び子育て支援施策に反映します。

（３）リスク管理とセーフティネットの確保

公益性の高い機能を担う施設であるため、本市は運営事業者と連携しながら適切なリスク管理に努めます。

災害や感染症の流行、その他の不測の事態が生じた場合も、必要な保育及び子育て支援サービスが継続して提供されるよう、関係機関との連携体制の構築や代替手段の確保に努めます。

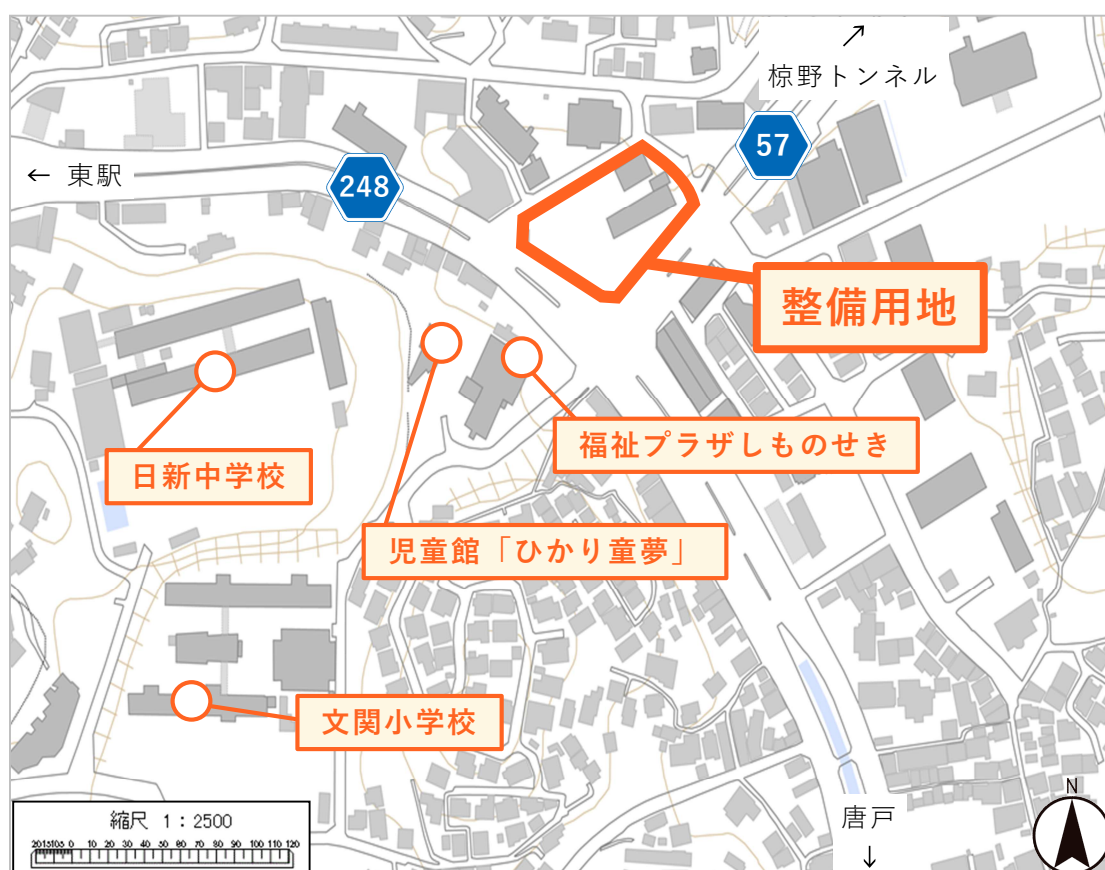
さらに、運営事業者の経営状況の変化等により施設運営に課題が生じた場合は、本市が状況を迅速に把握し、必要な助言、協議及び関係機関との調整を行います。これにより、子育て支援サービスの継続性を確保するセーフティネットとして機能し、施設が担う公益的機能が将来にわたり安定的に提供されるよう、継続的な状況把握と必要な対応を講じます。

第4章 整備用地の検討

4-1. 整備用地の選定

複合施設を整備する用地は、市有地である「旧下関市立第一幼稚園跡地」を活用します。周辺には、令和7年度に供用を開始した下関市社会福祉協議会が運営する「福祉プラザしものせき」をはじめ、児童館「ひかり童夢」、下関市立日新中学校、下関市立文関小学校等の公共施設が近接しており、利便性の高い立地です。

また、古くから交流が盛んな地域であり、旧下関市立第一幼稚園の運動場では多世代が参加する地域の運動会が開催される等、交流の拠点として活用されてきた経緯があります。



所在地	下関市貴船町三丁目11番12号
敷地面積	3,943.70㎡ ※道路改良により、敷地面積が3,400㎡程度に縮小する見込み
都市計画区域	下関市都市計画区域
市街化区域・市街化調整区域	市街化区域
用途地域	近隣商業地域
防火地域及び準防火地域	準防火地域
建ぺい率	80%
容積率	300%

4－2．整備用地の課題と対応

整備用地は、複合施設の立地として適した条件を有している一方、周辺交通や安全確保等、事前に整理すべき課題もあります。ここでは、想定される主な課題とその対応を整理します。

◆周辺道路環境（安全性、円滑性）の確保

整備用地周辺では、北側市道の幅員が限られることによる歩行者や自転車の安全確保に加え、南側の県道 57 号及び県道 248 号において、朝夕の時間帯を中心に交通渋滞がみられるため、交通の円滑化と安全確保が課題となります。

これらについては、北側市道の拡幅を含む道路改良を進めることで、地域住民や施設利用者の安全性向上と交通の円滑化を図ります。あわせて、南側県道の渋滞に関しては、道路改良による効果を見込みつつ、根本的な改善に向けて山口県と継続的に協議し、必要な対策の検討を進めます。

◆敷地内計画（駐車、乗降、動線）の最適化

敷地条件及び周辺道路状況を踏まえ、駐車場や車両の乗降スペースの確保、出入口周辺の安全性の確保が重要となります。

このため、民間事業者が詳細な計画を策定し、提案する段階において、必要な諸室や園庭等の機能を確保した上で、駐車及び乗降スペースの適切な規模、出入口の位置、車両及び歩行者の動線、運用方法を一体的に検討し、渋滞の抑制と安全確保を図る計画を求めます。また、交通負荷の軽減策として、状況に応じて送迎バスの導入等、運用面における独自の工夫についても積極的な提案を期待します。

第5章 整備手法、整備スケジュール

5-1. 整備手法

複合施設の整備に当たっては、民間活力を積極的に導入するため、民設民営とします。その具体的な整備手法としては、用地を民間事業者に貸し付ける方式を基本とし、現時点では事業用定期借地権^{注13}の設定を想定しています。

5-2. 実現可能性の検証

複合施設の整備は、行政側の想定だけで本事業を進めるのではなく、公募前の早い段階から、民間事業者の参画意向や参画に当たっての障壁を正確に把握することが不可欠です。

特に、整備全体を通じた「的確な役割分担・リスク分担のあり方」や、長期にわたり安定したサービスを提供するための「運営体制・人材確保の見通し」については、実務的な見解を確認し、行政と民間双方が持続可能な連携スキームを構築する必要があります。

このため、基本構想策定後の次段階においては、民間事業者との対話を通じた市場調査（サウンディング型市場調査）を実施します。この市場調査では、主に以下の項目について調査・確認を行う予定です。

【主な調査・確認項目】

- ① 公的支援を考慮した、初期投資と維持管理費の採算性
- ② 土地の貸付期間、貸付料
- ③ 敷地計画（出入口、駐車、乗降、動線）
- ④ 導入機能の実現可能性及びその他収益事業のアイデア
- ⑤ コンソーシアム（共同事業体）形成の実現可能性
- ⑥ モニタリング（運営状況の定期的な評価・確認）手法
- ⑦ 整備スケジュール

本事業の確実かつ効果的な実現に向け、この調査を通じて得られた提案や市場動向を踏まえ、整備手法、貸付条件、複合施設の導入機能や規模の基準等を決定します。

^{注13} 事業用定期借地権 事業を行う目的で一定期間土地を借りる権利で、契約期間満了後は土地を返還することを前提とする仕組み。

なお、事業費や施設の配置といった詳細は、行政主導では具体化せず、公募において民間事業者から創意工夫を凝らした具体的な計画を提案してもらうことで、質の高い子育て支援拠点の整備を目指します。

5－3．整備スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは、下表のとおりです。

本事業の推進に当たっては、基本構想策定後においても引き続き、関係団体等への適切な情報提供及び協議を重ね、段階的に手順を踏んで進めます。

各種協議や検討等が円滑に推移した場合のスケジュールとして、令和13年度の運営開始を一つの目安として想定していますが、これは確定的なものではなく、今後の協議状況や進捗に応じて柔軟に対応する方針です。

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
基本構想					
	市場調査				
	《方針決定》				
	公募準備				
		公募→契約締結			
旧第一幼稚園 園舎等解体					
道路改良					
			施設整備		
					運営開始

第6章 関係者等からの意見を踏まえた検討

6-1. 関係者等からの意見聴取

基本構想の策定に当たっては、関係団体との協議や意見交換、パブリックコメント等を実施し、複合施設に求められる機能や整備の方向性、運営の在り方について幅広く意見を聴取しました。その際、教育・保育、保健・福祉、地域活動等多岐にわたる分野から多様な意見が寄せられたため、それぞれの立場や役割の違いに配慮しながら、意見を集約、整理しました。

日 程	内 容
令和8年5月18日 ～5月23日	名池保育園・幸町保育園の統廃合に係るアンケート調査 (対象：両園の保護者及び職員)
令和8年5月23日	基本構想(案)作成に係る意見聴取会 (対象：私立幼児教育・保育施設関係者、地元関係者等)
令和8年7月4日	貴船町自治連合会と、基本構想(案)について意見交換
令和8年7月7日	私立保育園長会にて、基本構想(案)の説明
令和8年7月7日 ～8月7日	基本構想(案)のパブリックコメント
令和8年7月8日 ～8月7日	産後の母子支援に係るアンケート調査 (対象：市内の産後ママとベビーのためのケア事業受託事業所)
令和8年7月11日	下関市私立保育連盟と、基本構想(案)について協議
令和8年7月14日	下関市私立幼稚園協会と、基本構想(案)について協議
令和8年7月14日	下関市自立支援協議会こども部会にて、基本構想(案)に係る意見聴取
令和8年7月16日	企業主導型保育事業所と、基本構想(案)について協議
令和8年7月23日	下関市自立支援協議会にて、基本構想(案)に係る意見聴取
令和8年8月7日	下関市子ども・子育て審議会にて、基本構想(案)の説明
令和8年8月24日	下関市私立保育連盟と、基本構想(案)について協議
令和8年8月27日	下関市私立幼稚園協会と、基本構想(案)について協議

6-2. 意見を踏まえた市の考え方

寄せられた意見については、「子どもや子育て家庭にとっての必要性」を最優先とし、施設の整備目的や基本理念との整合性、公益性、実現可能性、持続可能性等の観点から総合的に検討し、今後の方向性を判断しています。

これらの結果を踏まえ、基本構想に反映する事項や今後の具体的な検討課題を整理し、本市としての考え方をこの「基本構想」として取りまとめました。今後は、本書に示した方針に基づき、具体的な事業推進を図ります。